松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等更新事業 - 公募型プロポーザル実施要領 -

1. 目的

松江市(以下「市」という。)では、電気自動車(以下「EV」という)の普及促進を目的 として、2014年に市内の「道の駅本庄」及び「道の駅秋鹿なぎさ公園」に EV 急速充電器を 設置しているが、設置から 8 年以上が経過しており、両施設において故障している。

市は、2020年12月に「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、2021年3月に「松江市環境基本計画」を改定し、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けての取組のひとつとしてエコカーへの転換を促進していくこととしている。

そこで、EVの普及に寄与するため、市が現在設置している EV 急速充電器を更新する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等更新事業(以下「本事業」という)

(2) 事業の内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により EV 急速充電器の現設備を撤去し、新たな EV 急速充電器の設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式(以下「EV 充電設備等」という)の設置及び充電車両の駐車区画整備を行い、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場について、事業者と貸付契約を締結し、EV 充電設備等の設置に伴う用地等の貸し付けを行う。

なお、本事業の詳細は、別紙「松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等更新事業(公募型プロポーザル仕様書)」(以下「仕様書」という)のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して 5 年以上の年数とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV 充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、松江市行政 財産使用料条例(平成17年松江市条例第68号)第2条の規定に基づき算定された額を事業所が負担するものとする。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託する最も適した事業者を選定するものとする。

4. 参加申請

(1) 所管課(申請書等の提出先)

松江市環境エネルギー部環境エネルギー課

所在地 〒690-0826 松江市学園南1丁目20-43 松江市環境センター2階

電話番号 0852-55-5271

電子メールアドレス k-energy@city.matsue.lg.jp

(2) 本要領等の開覧期間及び間覧場所

閲覧期間 令和6年4月30日(火)~5月20日(月)

※受付時間は原則として午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで及び土日 祝日を除く)とする。

閲覧場所(1)に同じ。(仕様書、関係様式等は次の市 HP からダウンロード可能)

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoenergybu_kankyoenergyka/gomi_kankyo_pet/5/19625.html

※ 郵送、メール等による配布は行いません。

(3) 日程

公告日 令和6年4月30日(火)

参加申請及び企画提案に係る質問受付期限 令和6年5月10日(金)

午後5時必着

参加申請及び企画提案に係る質問回答(随時) 令和6年5月14日(火)

午後5時までにホームページに公開

参加申請書及び企画提案書提出期限 令和6年5月20日(月)

午後5時必着

5. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加申込者」という。)は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実積と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社を有する法人。
- (2) 本プロポーザルにかかる公告日から審査結果の通知日までの間、松江市の指名競争入札において指名停止を受けていないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者に あっては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあっては更生計画の認可がなさ れていない者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税の ほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。

ただし、上記に示す参加資格のうち(1)及び(4)については原則とし、事業者からの提案 の内容によっては、参加資格を満たさない場合でも応募を受け付ける場合がある。

6. 参加申請及び企画提案に関する質問

(1) 質問方法

本要領、仕様書、松江市電気自動車用急速充電設備等導入事業(公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準)(以下「作成要領及び審査基準」という)に関する質問がある者は、電子メールにより質問書(様式第1号)を提出することし、電子メール送信後、所管課まで電話にて送信確認をすること。

(2) 質問のできる者

本要領、仕様書、作成要領及び審査基準に対して質問のできる者は、「5.参加資格条件」 を満たしている者で、かつ参加申請書(様式第2号)を提出したものあるいは提出する意 思のある者とする。

(3) 提出期限

令和6年5月10日(金)午後5時必着

(4) 提出先

所管課(松江市環境エネルギー部環境エネルギー課) 電子メールアドレス k-energy@city.matsue.lg.jp

7. 参加資格条件及び企画提案に関する質問への回答

質問に対する回答は、令和6年5月14日(火)午後5時までに、市ホームページへ掲載する。また、市の回答は、本要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

ただし、質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断した場合は、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8. 現地調査

事業者は、必要に応じて現地調査を実施できるものとし、複数事業者が調査の実施を希望した場合は、市が事業者間の調整を行う。

ただし、現地調査を実施できる者は、「5.参加資格条件」を満たしている者で、かつ参加申請書(様式第2号)及び誓約書(様式4号)を提出したものあるいは提出する意思のある者とする。

8. 参加申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①参加申請書(様式第2号)
- ②事業者概要(法人登記事項証明書、法人定款(任意様式))
- ③納税に関する証明書

(法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し)

- *「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書(「その3」)を提出
- *特殊猶予を受けている場合は、納税証明書(「その1」)を提出
- ④役員等名簿(様式第3号)
- ⑤誓約書(様式第4号)
- ⑥企画提案書届出書(様式第5号)
- ⑦企画提案書(任意様式)

(2) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時必着

(3) 提出部数

- ①~⑤については、各1部。
- ⑥~⑦については、次のとおりとする。

- ·正本1部(押印不要)
- ·副本5部(押印不要)
- ・電子媒体1部 (PDF 形式又はMicrosoft Office 形式とする)

(4) 提出方法

持参、郵送(簡易書留に限る)又は宅配便による。

持参の場合の受付時間は原則として、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで及び土日祝日を除く)とする。

なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡することとし、郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

(5) 提出先

所管課(松江市環境エネルギー部環境エネルギー課)

(6) その他

ア 失格となる参加申請書、企画提案書等

参加申請書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ)「仕様書」の要件に適合しないもの。
- (カ) 提案者が参加資格を満たさないことが判明したもの。

イ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ)提出された書類等は、差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、市から指示をした場合を除く。
- (オ) 提出された書類等は全て返却しない。
- (カ)提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施し、追加書類の提出を 求めることがある。
- (キ)提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

9. 審查方法

市は、企画提案書の内容について、作成要領及び審査基準に基づき審査を行う。

(1) 審査日

令和6年5月22日(水)予定

(2) 審査を行う者

松江市道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会により行う。

(3) 実施方法等

審査の方法、評価の基準等については、作成要領及び審査基準のとおりである。

10. 審査結果の通知

通知日令和6年5月24日(金)予定

通知方法 審査結果通知書(様式第6号)により、電子メール及び書面で通知する。

11. 本プロポーザルを辞退する場合

参加申請後本プロポーザルを辞退することとなった場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を持参又は郵送(簡易書留に限る。)により所管課(環境エネルギー課)へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡することとし、郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

12. 契約・協定締結日

令和6年5月31日(金)頃予定

最優秀提案者と契約・協定の締結に向けた協議を行い、仕様等の契約・協定内容について合意した場合は、契約・協定を締結する。契約・協定内容については、「仕様書」及び最優秀提案者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約・協定内容の変更を要する場合は、契約・協定時において本市と最優秀提案者との協議・調整のうえ、内容を決定する。なお、総合評価点の最も高かった最優秀提案者と協議し、合意しなかった場合は、次点の提案者との協議を行う。また、以降も同様とする。

13. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出及び実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、 参加者の負担とする。

(2) 個人情報

- ア 協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の 実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用 途には用いない。
- イ 個人情報の取り扱いは、松江市個人情報保護条例(平成 17 年松江市条例第 15 号)によるものとする。

(3) 著作権

- ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- イ 提出書類に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づき保護される第三者 の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が追うもの とする。
- ウ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いる ものとし、他の用途には用いない。
- エ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14条)第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第5条の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金・入札保証金

契約保証金・入札保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

- ア 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合 は延期する。
- イ 提案者の損害は提案者の負担とする。